

令和3年度
静岡市
(看護) 小規模多機能型居宅介護
整備予定事業者募集要項

<問い合わせ・応募書類提出先>

事務局：静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課
事業者指導第1係

住 所：静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所 静岡庁舎 新館14階

電 話：054-221-1088

F A X：054-221-1298

E-MAIL：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp

1 募集の趣旨

本募集は、「静岡市第8期介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）に基づき、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の整備予定事業者のうち、静岡県の補助事業の活用を希望する事業者を募集するものです。

2 募集内容

（1）募集種別

サービス種別	計画事業所数	区域
小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む)	3事業所* (介護予防を含む)	静岡市全域
看護小規模多機能型居宅介護	3事業所*	静岡市全域

※ サテライト型も含まれます。

（2）募集対象事業者

小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の整備予定事業者のうち、下記ア～オのいずれかに該当する施設を有し、「5 補助事業」に記載する補助事業の活用を希望する事業者を対象とします。

- ア 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム
- イ 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- ウ 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- エ 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- オ 広域型（定員30人以上）の軽費老人ホーム

○事前協議による整備について

補助事業の活用を希望しない事業者については、事前協議により、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の整備を行うことができます。

なお、事前協議の申出は、随時受け付けています。

詳細は、下記のホームページを参照ください。

【地域密着型サービスに関する事前協議について】

静岡市ホームページ：https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003343_00001.html

3 応募資格

- (1) 法人格を有する事業者であること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号、第115条の12第2項各号（指定地域密着型サービス事業者等の欠格事項）に該当しないこと。
- (3) 過去の法人監査・施設監査・実地指導等において、法人が指摘を受けている場合は、応募時点において、指摘事項について改善報告書が提出されており、改善状況が確認されていること。
- (4) 法人及びその役員等が、静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条各号に規定する暴力団、又は暴力団員、若しくは暴力団員等に該当しないこと。
- (5) 国、県、及び市税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしていない者であること。

4 応募条件

(1) 法令の遵守について

応募する事業計画が、「介護保険法」及び関連する法令、「静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月8日静岡市条例第24号）」、「静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年3月8日静岡市条例第29号）」等に定められた基準を満たしていること。

また、その他関係法令（建築基準法・都市計画法・消防法など）に基づく基準を満たしていること、又は満たすことが確実に見込まれること。

(2) 事業予定地の利用権原について

事業予定地は、下記のア、イのいずれかであること。なお、事業予定地の土地所有者等へ、応募した事業計画が実現に至らない場合があることを事前に説明し、了承を得てから応募すること（本市による補償等は一切ありません）。

ア 事業予定地は、原則として自己所有、又は国若しくは地方公共団体からの借地であること。

※予定の場合は、購入することが確実に見込まれること、又は借地契約を締結することが確実に見込まれること。

イ アによらない借地の場合は、長期運営するに当たり必要な措置（賃借権等）を設定・登記していること、又は設定・登記することが確実に見込まれること。

(3) 施設整備期間の遵守について

令和6年3月31日までに事業を開始すること（介護保険法による指定を受けること）。

(4) 応募件数の上限について

1 事業者につき 1 件まで

※サービス種別は「小規模多機能型居宅介護」と「看護小規模多機能型居宅介護」のどちらかを選択してください。

(5) 応募に係る費用負担について

応募するために要した経費や手続き等の費用は、全て応募する事業者が負担すること。

5 補助事業

整備予定事業者に選定された者は、静岡県が行う、「介護サービス提供体制整備促進事業」のうち、下記の補助事業を活用することができます。

なお、整備内容及び予算の状況等により、補助金額が変更等になる可能性がありますので、御留意ください。

(1) 対象となる補助事業

・介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

ア 補助内容： 本募集における小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を創設することを条件に、ウに掲げる既存の広域型施設 1 施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を補助する。整備主体は整備予定事業者と同一法人であることとし、創設する施設と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されず、離れた場所を可とする。

イ 補助金額（上限予定額）： 1 施設 1,128 千円×定員数

ウ 大規模修繕・耐震化の対象施設： 広域型（定員 30 人以上）の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホームのいずれか 1 施設

(2) 留意事項

- ・上記補助事業を活用する場合、本募集とは別に補助金申請等の手続きが必要となります。補助金の交付等に当たっては、別途補助要綱等に基づいて条件が付されます。
- ・整備予定事業者が入札等の施設整備事業に着手できる時期は、静岡県の補助決定後になりますので、御注意ください。補助決定前に既に契約済のもの、施設整備に着手済又は整備済のものは、補助対象外となります。
- ・整備予定事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど静岡県が行う契約手続の取扱いに準拠してください。
- ・原則、各工事の着工から完了までが単年度であることとします。

6 応募手続き

手続きの詳細は下記のとおりです。なお、前述の「3 応募資格」「4 応募条件」を満たした上で、応募してください。

(1) 応募書類

- ・別紙1『応募書類一覧表』を参照の上、必要書類を提出してください。
- ・提出書類の様式は、市ホームページからダウンロードしてください。
(市ホームページ https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003343_00004.html)
- ・提出部数は、**5部（正本1部、副本4部）**です。
※副本は正本の写しとし、押印、原本証明等は不要です。
- ・応募受付締切後の追加提出及び差替えは、選定の結果に影響を及ぼす可能性があるため受け付けません。ただし、静岡市からの指示によるものはこの限りではありません。
- ・受理した応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

【応募書類を作成するに当たっての留意事項】

- ・応募書類はA4判で作成してください。ただし、図面については、細部の確認が困難であると考えられるときは、A3判としてください。
- ・正本・副本それぞれA4判のファイルに綴じ、書類番号ごとに合紙（白紙）を挟み、インデックスを貼ってください。インデックスには、書類番号と書類名を記入してください。
なお、書類名は判別が可能な程度に省略した名称で構いません。
- ・ファイルの表紙及び背表紙には、事業者名、事業所名（仮称）を記載してください。

(2) 応募方法

電話にて予約のうえ、応募する事業者が直接、持参してください。

(3) 予約電話番号・提出先

TEL : 054-221-1088

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課 事業者指導第1係

(静岡県静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎 新館14階)

(4) 応募受付期間

令和3年4月1日（木）から令和3年6月4日（金）まで【厳守】

各日とも、午前9時00分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

7 選定方法

整備予定事業者の選定は、別紙2「静岡市（看護）小規模多機能型居宅介護評価基準（以下、「評価基準」という。）」に基づき、書類審査及びヒアリングを実施し、総合的に評価した上で、市が選定します。

詳細は次のとおりです。

(1) 書類審査

事業者から提出された応募書類の審査を行います。評価項目と対応する書類は、別紙2「評価基準」を参照してください。

(2) ヒアリング

応募書類②「事業計画書」（様式2）に沿って、ヒアリングを行います。

●重点審査項目について

別紙2「評価基準」中、次の項目については、ヒアリングの際に重視します。

1 法人の状況

(1) 法人の経営理念・運営方針等 ①法人の理念、運営方針 ②応募の動機、趣意

5 その他

(2) その他 ①施設のアピールポイント ②市政への貢献

●日程等について

ア 日 程 令和3年6月中旬～7月上旬（予定）

イ 会 場 静岡市役所 静岡庁舎（予定）

ウ 出席者 1事業者2人以内

エ 留意事項

- ・応募書類受付後、応募事業者に対し別途連絡します。
- ・コンサルタント等、応募事業者以外の者の出席は認めません。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染状況に応じて日程等が変更となる可能性がありますので御承知おきください。また、事務局の実施する感染症感染防止対策のための措置及び指示を遵守してください。

(3) 整備予定事業者の選定

書類審査及びヒアリングの結果を総合し、整備予定事業者を市が選定します。評価結果が同じ点数となる場合は、重点審査項目の評価が高い事業者を選定します。

なお、審査の結果、該当する者がいない場合は、選定者なしとします。

8 選定結果

(1) 結果通知

令和3年7月下旬頃（予定）に、全ての応募事業者に対し、選定結果通知書を郵送します。

(2) 結果公表

選定結果（応募者数、選定された事業者の名称、事業予定地等）については、静岡市ホームページで公表します。

9 その他注意事項

(1) 応募書類受領後の事業計画の変更は、災害等、やむを得ない事情がある場合を除き、認めません。事業計画に変更が生じる場合は、事前に介護保険課まで御連絡ください。

なお、事業開始予定日を経過しても建築工事等が着手されていない場合、事業計画を取り下げさせていただきます。

(2) 事業計画を取り下げる場合は、取下書の提出が必要となります（様式任意）。

なお、取り下げた場合は、災害等、やむを得ない事情がある場合を除き、次回の募集に応募できません。

(3) 選定された事業者であっても、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の指定が確定したものではなく、必要な基準を満たさない場合は、当該介護サービスを行う事業者として指定を行わないことがあります。また、虚偽その他不正行為等が確認された場合、選定を取り消すことがあります。

(4) 地域住民の同意が得られた上で、施設の建築や運営が円滑に行われる必要がありますので、事業予定地の地元の代表者（自治会役員等）及び事業予定地の隣接地等に居住又は居住を予定する住民へ、必ず応募前に説明を行ってください。また、選定結果通知書受領後は、速やかに地域住民等に対し、事業に関する説明を行ってください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域住民への対面での説明が実施できない場合は、別の手段による説明を行ってください。

(5) 選定結果及び上記（1）～（4）に伴う事項に対し、本市による補償等は一切ありません。

(6) その他併設予定の介護サービス事業が有る場合は、別途協議と申請が必要です。

(7) 募集全体のスケジュールについては、別紙3「募集から指定までのスケジュール（例）」を御参照ください。

10 質問の受付

本募集における質問は、メール又はFAXで受け付けます。別紙4「質問票」に必要事項を記載し、下記提出先にお送りください。

静岡市役所 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課 事業者指導第1係

E-MAIL : kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp

F A X : 054-221-1298